

事業評価調書〔途中評価〕（平成30年度）

1. 施設の名称等

施設名称	早岐港ハウステンボスマリーナ及びハウステンボスハーバー	事業所管	土木部	港湾課
所在地	佐世保市 ハウステンボス町 地内	課（室）長名	近藤 薫	

総合計画上の位置づけ	基本戦略	10	にぎわいと暮らしを支える社会基盤を整備する
	施策	(3)	インフラの長寿命化の推進
	事業群	①	インフラの戦略的な維持管理、更新の推進

2. 施設の概要

設置年月日	平成23年3月28日
設置法令等	長崎県港湾管理条例（昭和51年3月19日）
設置目的	海洋性レクリエーションの普及及び県民に開かれたウォーターフロントの形成を図るための公共マリーナとして、また、公共係留施設、公共旅客施設、県民の憩いと交流の場など公共港湾施設として活用を図る。
利用対象者等	<p>主な利用対象者：県民及び県外観光客 休業日：なし（ただし、ハウステンボスマリーナの修理工場は水曜日定休） 開業時間： (1)ハウステンボスマリーナ 管理事務所9時～18時、クラブハウス9時～20時、修理工場9時～18時 (2)ハウステンボスハーバー 管理事務所9時～18時、旅客ターミナルビル9時～20時、駐車場9時～21時、臨港道路9時～22時、デッキ広場9時～21時、棧橋及び浮棧橋（船舶所有者は24時間利用可、船舶乗船者は9時～22時、宿泊者は24時間利用可）</p>
施設内容	<p>(1)ハウステンボスマリーナ 浮棧橋5基、棧橋576m、マリーナ用地（ポートヤード、船揚場、管理棟、船舶修理場）5,927㎡、駐車場10区画、フォークリフト1基、管理棟2棟（マリーナオフィス、マリーナゲート）、修理工場1棟、船具ロッカー23基 (2)ハウステンボスハーバー 浮棧橋6基、棧橋582m、突堤95m、旅客ターミナルビル1棟、デッキ広場3,700㎡、駐車場28区画、臨港道路384m</p>
施設の利用料金体系	<p>(1)ハウステンボスマリーナ ①年間海上艇置料金 10,000円（1ftあたり） ②年間陸上艇置料金 10,000円（1ftあたり） ③ビジター料金 60円（1ftあたり3時間まで）、100円（1ftあたり24時間まで） ④年間水上オートバイ陸上保管料50,000円（年間） ⑤上下架料金 【一般艇（年間艇置者）】800円（1ftあたり） 【一般艇（ビジター）】1,000円（1ftあたり） 【陸置艇】10,000円（1回あたり） 【水上オートバイ】3,000円（1回あたり） ⑥ヤード利用料金 【年間艇置者】1,000円（1日あたり） 【営業船】5,000円（1日あたり） 【ビジター】50円/ft（1日あたり） ⑦船底洗浄機利用料 【年間艇置者】3,000円（1回あたり） 【ビジター】5,000円（1回あたり） ⑧給水施設の利用に係る料金及び給電施設の利用に係る料金 年間艇置料、ビジター料に含む ⑨陸電供給アダプター 1,000円（1回あたり） ⑩船具ロッカー利用料金 50,000円（年間） (2)ハウステンボスハーバー ①浮棧橋等の係留施設の利用に係る料金 【総トン数50トン以上の旅客船・遊覧船・その他の船舶】4円（1トンあたり24時間毎） 【総トン数50トン未満の旅客船・遊覧船・その他の船舶】3.5円（1トンあたり24時間毎） 【漁船】2.5円（1トンあたり24時間毎） 【プレジャーボート】6円（1ftあたり24時間毎） ②駐車場の利用に係る料金 100円（1h/台につき） ③デッキ広場の利用に係る料金 【営利用】17円（m2あたり1日につき） 【非営利用】11円（m2あたり1日につき） ④旅客ターミナルビルの利用に係る料金 【切符売り場、待合室スペース】26,940円（m2/年） 【海運業者、売店等】30,110円（m2/年） 【食堂等】28,520円（m2/年） 【上記目的以外の利用】30,760円（m2/年） 【広告等の壁面利用】23,330円（m2/年）</p>
類似施設の設置状況	<p>長崎港福田マリーナ及び長崎出島ハーバー 利用隻数 マリーナ208隻 ハーバー257隻 指定管理者導入時期 平成23年4月1日 管理運営負担金 17,778千円/H29</p>

県 予 算	区 分 (単位：千円)		平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (計画)	
	財源	国 庫						
		その他 ( )						
	内訳	一般財源		15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
		事業費<A>		15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
		管理運営負担金		15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
		その他 ( )						
	人件費<B>							
	合計<C=A+B>		15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	
	単位あたりコスト							

(説明) 「 」 = C ÷ ( )

### 3. 指定管理者の概要

指定管理者の名称等	<<所在地>> 佐世保市ハウステンボス町1-1 <<名称>> ハウステンボス株式会社 <<代表者氏名>> 代表取締役社長 澤田 秀雄
指定期間	平成26年4月1日 ~ 平成31年3月31日 【第2期指定期間】
業 務	①施設(設備)の維持・修繕等 ②施設の運営
利用料金制	<input checked="" type="checkbox"/> 導入済 <input type="checkbox"/> 未導入 <input type="checkbox"/> 未導入 <input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募

### 4. 成果指標の達成状況及び管理運営に要した経費等の収支状況

成果指標の達成状況	実 績		平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (計画)	
	単 位							
① マリーナ利用隻数(年間契約隻数) ② マリーナ利用隻数(ビジター隻数) ③ ハーバー利用隻数(延べ隻数) ④ 施設内での管理瑕疵による事故発件数			(目標値の根拠)		<30年度実施における変更点>			
			①②③施設の利活用の促進を図るため、利用隻数とし、目標値は前年度実績以上とする。④施設を安全な状態に維持する。					
	①	a 目標値	隻		100	102	99	95
		b 実績値	隻	100	102	99	94	
		c 達成率b/a	%		102	97	94	
	②	a 目標値	隻		55	63	49	70
		b 実績値	隻	55	63	49	36	
		c 達成率b/a	%		114	77	73	
	③	a 目標値	隻	6,570	6,570	4,267	7,955	7,955
		b 実績値	隻	6,570	4,267	7,955	7,955	
		c 達成率b/a	%	100	64	186	100	
	④	a 目標値	件	0	0	0	0	0
	b 実績値	件	0	0	0	0		
	c 達成率b/a	%	100	100	100			

指定管理者の収支状況	事業計画(H29)		平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (計画)
	(千円)	実績-計画					
負担金事業	県負担金	15,000	0	15,000	15,000	15,000	15,000
	利用料金	48,755	3,750	57,329	55,056	54,484	52,505
	収入計a	63,755	3,750	72,329	70,056	69,484	67,505
	支出b	56,128	△ 10,825	69,926	45,210	47,246	45,303
	うち人件費	27,931	△ 5,367	24,116	24,887	21,872	22,564
	収支a-b	7,627	14,575	2,403	24,846	22,238	22,202
その他事業	自主事業収入	27,610	△ 2,115	38,631	24,450	31,479	25,495
	その他	0	0	0	0	0	0
	収入計c	27,610	△ 2,115	38,631	24,450	31,479	25,495
	支出d	35,237	△ 10,371	14,322	26,918	29,403	24,866
	うち人件費	14,229	△ 2,734	12,286	12,679	11,142	11,495
	収支c-d	△ 7,627	8,256	24,309	△ 2,468	2,076	629
配置職員数(人)	常勤9 非常勤0	常勤 非常勤	常勤9 非常勤0	常勤9 非常勤0	常勤9 非常勤0	常勤9 非常勤0	常勤9 非常勤0

5. 平成29年度事業の実施状況・実績の検証

		計 画	実 績																																					
管理運営の状況	<指定管理者実施分> ①施設の維持管理に関する業務として、エネルギー及び通信関係の受給契約、施設の維持補修及び修繕、警備、清掃、植生管理、設備の維持管理業務を事業計画に沿って適正に行う。 ②マリナーの運営に関する業務として、施設の利用許可、船艇の受入れ、船艇の保管、船艇の上下架、出帰港に関する業務、通信手段の確保、搜索要請、給水・給電・給油に関する業務、船艇の修理・点検・検査等に関する業務、駐車場の利用に関する業務などを適正に行う。 ③ハーバーの運営に関する業務として、施設の利用許可及び届出受理、施設の利用者対応、施設の利用規制、施設の利用調整、施設の防火管理などの業務を適正に行う。 ④施設の利用促進に関する業務として、広報活動を通して、施設の普及利用の向上に努める。 <県実施分> ①指定管理者について毎月の業務報告を通じて適正に指導・評価する。	<指定管理者実施分> ①施設の維持管理に関する業務として、エネルギー及び通信関係の受給契約、施設の維持補修及び修繕、警備、清掃、植生管理、設備の維持管理業務が事業計画に沿って概ね適正に行われた。 ②マリナーの運営に関する業務として、施設の利用許可、船艇の受入れ、船艇の保管、船艇の上下架、出帰港に関する業務、通信手段の確保、搜索要請、給水・給電・給油に関する業務、船艇の修理・点検・検査等に関する業務、駐車場の利用に関する業務などが適正に行われた。 ③ハーバーの運営に関する業務として、施設の利用許可及び届出受理、施設の利用者対応、施設の利用規制、施設の利用調整、施設の防火管理などの業務が適正に行われた。 ④施設の利用促進に関する業務として、広報活動（利用料金、サービス内容、駐車場案内のウェブサイト掲載、専門誌への紹介記事掲載）を通して、施設の普及利用の向上に努めた。 <県実施分> ①指定管理者について毎月の業務報告を通じて適正に指導・評価することができた。																																						
	<b>検 証</b>																																							
<p>○管理運営業務は、事業計画に沿って概ね適正に実施された。</p> <p>○地域に開かれた施設として、従来からの各種イベント等及び情報発信を継続して実施し、利用促進に寄与した。</p>																																								
収支の状況	<b>収支計画・実績</b>																																							
	<指定管理者実施分>	(単位：千円)																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な項目</th> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>増減理由・収支改善の取り組み等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入 a</td> <td>91,365</td> <td>93,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  利用料金</td> <td>48,755</td> <td>52,505</td> <td>マリナー等の係船料とハーバー駐車場収入が伸びている。</td> </tr> <tr> <td>  県負担金</td> <td>15,000</td> <td>15,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  自主事業収入</td> <td>27,610</td> <td>25,495</td> <td>コインロッカーは増収だが、船舶修理と給油事業が減少している。</td> </tr> <tr> <td>支出 b</td> <td>91,365</td> <td>70,169</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  人件費</td> <td>42,160</td> <td>34,059</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  維持管理費</td> <td>49,205</td> <td>36,110</td> <td>施設修繕の内容によっては自ら施工し、修繕箇所とコストを必要最小限に抑えている。</td> </tr> <tr> <td>収支 a-b</td> <td>0</td> <td>22,831</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	主な項目	計画	実績	増減理由・収支改善の取り組み等	収入 a	91,365	93,000		利用料金	48,755	52,505	マリナー等の係船料とハーバー駐車場収入が伸びている。	県負担金	15,000	15,000		自主事業収入	27,610	25,495	コインロッカーは増収だが、船舶修理と給油事業が減少している。	支出 b	91,365	70,169		人件費	42,160	34,059		維持管理費	49,205	36,110	施設修繕の内容によっては自ら施工し、修繕箇所とコストを必要最小限に抑えている。	収支 a-b	0	22,831				
主な項目	計画	実績	増減理由・収支改善の取り組み等																																					
収入 a	91,365	93,000																																						
利用料金	48,755	52,505	マリナー等の係船料とハーバー駐車場収入が伸びている。																																					
県負担金	15,000	15,000																																						
自主事業収入	27,610	25,495	コインロッカーは増収だが、船舶修理と給油事業が減少している。																																					
支出 b	91,365	70,169																																						
人件費	42,160	34,059																																						
維持管理費	49,205	36,110	施設修繕の内容によっては自ら施工し、修繕箇所とコストを必要最小限に抑えている。																																					
収支 a-b	0	22,831																																						
	<県実施分>																																							
<b>検 証</b>																																								
<p>○ハーバー利用隻数については、定期船の運航等により、計画通りとなったが、マリナー契約者数は高齢化を理由とする退会による若干減減となっており、既存のヨット愛好家の高齢化に伴う周遊来航ビジターの減少傾向の影響も出てきている。</p> <p>○施設の経年劣化に対応する必要最低限の維持補修は概ね行われているが、その経費については、自ら施工することにより、計画よりも支出を抑制している。</p> <p>○自主事業については、船舶修理や給油事業が減少したことから計画を下回る結果となった。</p>																																								
<b>指定管理者制度の導入効果を踏まえた施設の設置目的の達成状況の総合評価</b>			<b>B</b>																																					
<p>(説明)</p> <p>○指定管理者制度の導入により、指定管理者が施設の維持修繕、利用許可等の管理権限を主体的に発揮することにより、当マリナー及びハーバーの管理について、効率的かつ効果的に行うことが可能となり、施設の利用促進も図られた。</p> <p>○指定管理者において利用を増やすための経営努力が行われ、収入面ではマリナー、ハーバーとも総利用収入が計画を上回った。支出面では施設老朽化に伴う維持補修がコンスタントに発生するが、修繕コストの抑制を図りつつ、人件費の抑制策もあって、全体として計画を下回る経費の支出となった。</p> <p>○維持管理の水準が概ね保たれ、管理瑕疵による事故もなく、マリナー及びハーバーの利用者の利便に寄与しており、海洋性レクリエーションの普及及び県民に開かれたウォーターフロントの形成を図るための公共マリナーとして、また、公共係留施設、公共旅客施設及び県民の憩いと交流の場になるなど公共港湾施設として、その効用は増している。</p> <p>○今後も適正な施設の維持管理とともに、施設の更なる効用発揮に向けて、指定管理者と設置者が一体となって取り組む必要がある。</p>																																								

## 6. 平成30年度事業の実施にあたり見直した内容

内 容	

## 7. 平成30年度事業の評価

管理者の行う管理運営等に関する	視点	評価	判定理由
	・施設を設置目的にあった管理運営が行われているか。	a	利用者サービスの向上や適正な管理に取り組み、船艇保管等の利用収入も増加している。
	・住民の公平かつ平等な利用の確保が行われているか。	a	公共マリナー、また、公共港湾施設として、施設を地域住民に広く開放、公平かつ平等な利用を確保している。
	・利用者に質の高いサービスの提供が行われているか。	b	民間企業のノウハウを生かした施設運営で、きめ細かな利用者サービスが行われているが、さらに満足度を高める必要がある。
	・施設・設備の維持管理は適切に行われているか。	b	施設の維持補修、修繕、警備、清掃、植生管理等その他施設の維持管理について事業計画に基づき概ね適切に行われている。
	・収入の確保に向けた取り組みが行われているか。	b	マリナー、ハーバーの料金収入は計画を上回っているが、自主事業については収入確保に向けた取り組みが必要である。
	・経費節減に向けた取り組みが行われているか。	a	維持管理要求水準は概ね確保しながら、管理コストの縮減に努めた結果、計画を下回る支出となっている。
(その他の観点)		※評価区分 (a : 行われている b : 一部行われていない c : 行われていない)	

施設の在り方についての評価	視点	評価	理由	
	必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民ニーズに照らして、事業の必要性が薄れていないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ a. 薄れていない</li> <li>b. 一部薄れている</li> <li>c. 薄れている</li> </ul>	公共マリナーとして、また、公共係留施設、公共旅客施設、県民の憩いと交流の場など公共港湾施設としてのニーズは高い。
	必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を取りまく環境、経済情勢などの変化に適切しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ a. 適切している</li> <li>b. 一部適切していない</li> <li>c. 適切していない</li> </ul>	適切な施設管理や各種イベントの開催により、一般県民の憩いの場のみでなく、県外向けの観光資源としても、ますます重要性を増している。
	必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町または民間に移管・移譲することが適当(可能)ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ a. 適当(可能)でない</li> <li>b. 一部適当(可能)でない</li> <li>c. 適当(可能)である</li> </ul>	地元市民の利用のみではなく、一般県民や県外観光客にも広く利用されているので、市でなく県の役割であるが、民間への移譲等は検討できる余地がある。
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の負担や業務量に見合った活動結果が得られているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ a. 得られている</li> <li>b. 一部得られている</li> <li>c. 得られていない</li> </ul>	指定管理者のコスト削減等の経営努力により、県は応分の負担のみで、求められる維持管理の水準を概ね保っている。
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度以外で、同一の県負担や業務量でより大きな活動結果が得られる手法に代えられないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ a. 代えられない</li> <li>b. 一部代えられない</li> <li>c. 代えられる</li> </ul>	直営管理や管理委託では現在のようなコスト縮減と適切な維持管理、サービスの提供を実現できない。
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度は、施設を設置目的の達成に十分寄与する手法となっているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ a. なっている</li> <li>b. 一部なっていない</li> <li>c. なっていない</li> </ul>	一般県民に開かれた公共マリナーとして、また、公共係留施設、公共旅客施設及び一般県民の憩いと交流の場として、指定管理者制度以外にも民間への移譲も検討できる。	
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業効果をさらに上げる余地はないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ a. 余地はない</li> <li>b. 一部余地がある</li> <li>c. 余地がある</li> </ul>	マリナー事業、ハーバー事業及び自主事業とも概ね堅調に推移してきているが、今後も更に施設の効用増加による集客力を発揮させるとともに、適切な維持管理水準の向上を図ることができる余地がある。	
(その他の観点)				

## 8. 平成31年度事業の実施に向けた方向性

区 分	現状維持	■ 改善	移管	廃止
(説明：31年度事業の実施に向けた方向性の理由・見直しの内容)				
○指定管理者制度の導入により、サービスの向上とそれに伴う利用の促進が図られるといった効果が得られている。				
○平成26～29年度の収支から、今後は港湾施設の使用料収入で管理運営を行うことは可能であると判断し、平成31年度以降の県負担金については廃止とする。				
○今後も維持管理について、一層の効率化と水準維持を目指し、設置者として、随時の点検・指導・助言等に努めていく。				
○現状においても公共マリナー、公共係留施設としての管理運営は概ね良好に行われているが、更なる自主事業の充実を図り、施設の魅力アップを促していく。				
○更なる事業効果向上のため、具体的には、受入可能艇の増加を可能とする電力・水道等ライフラインの逐次増強、専用ウェブサイトの充実による情報発信の強化、ハウステンボス本体との連動企画イベントの充実等による、より一層の集客力アップを促進させる。				
(上段に加え、成果指標達成状況が「未達成」であるのに現状維持の場合はその理由を以下に記載)				